

県職連合 住居移転費用調査協力・助成金交付要綱

2021年3月22日

第9回執行委員会決定

【趣旨】

引越しに係る費用の高騰によって、支給額ではまかなえない組合員も多く、とりわけ離島在住者の経済的負担増が課題となっている。

県職連合では、赴任旅費の改善を要求しているが、移転料の支給額の改善は果たせていない。要求実現には、離島における引越し費用の実態を明らかにし、当局交渉に反映させる必要があるため、離島からの異動者を対象に移転料等の調査を行うと共に高騰した移転費用を助成し、調査協力・助成金（交渉参加の協力も含む）を支給することとする。

【対象者】

申請日から遡って2カ月以上の期間、県職連合の組合員・準組合員（以下、「組合員等」という）である者で、2021年度（令和3年度）定期人事異動で、離島から本島及び離島間の異動者を支給対象とする。

※ 同一世帯に配偶者等複数の組合員等がいる場合には、その組合員等一人一人を給付対象とする。

【給付事務手続き】

給付希望者は、「県職連合 住居移転費用調査協力・助成金申請書」に以下の添付資料を添えて、新職場の所属する支部組合事務所へ2021年4月30日までに提出し、同所で確認の上給付するものとする。

添付資料：領収書（原本）、アンケート調査票

※ 住居移転に要した以下の費用を調査し、調査協力に対して10,000円を給付する。

- ・船舶を使用した自家用車の運搬費用
- ・家財の運搬費用
- ・その他の費用（異動先の住居に要した準備金（家賃・礼金等）、家財処分費用等